

## 平成31年4月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時  
平成31年4月25日（木）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時00分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所講堂1（南庁舎3階）
- 3 出席委員  
農業委員10名
- 4 欠席委員  
秋田文夫委員
- 5 傍聴者数  
なし
- 6 出席した事務局職員  
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主査
- 7 議題等  
第7号議案 農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について  
報告事項4 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 ただいまの出席委員は、10名です。定足数に達しておりますので、これより4月の農業委員会総会を開催します。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、水野洋子委員、森本幹夫委員にお願いをいたします。
会 長	本日の付議事件としては、第7号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」でございますのでよろしく申し上げます。 それでは早速ですが、第7号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 補佐	<p>それでは、第7号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による下限面積に代わる別段の面積を本市農業委員会が定めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議する必要があるからでございます。</p> <p>20アールの設定根拠につきましては、昨年度と同様に2015年の農林業センサスに基づく農地面積別の農家世帯数を考慮して、全体の農家数の約4割を下回らないように算定した結果、20アールとなったものでございます。</p> <p>なお、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農を促進しなければ農地の保全および有効利用が図れない場合は、さらに下限面積を引き下げることができるとされていますが、昨年度の本市の遊休農地面積は、3.3haであり、農地面積132haに対して約2.5%と少ないことから、引き続き本市農業委員会では20アールと設定するものでございます。</p> <p>参考までに、昨年度の近隣市町の設定状況ですが、瀬戸市が、20アール、長久手市が、20アール、日進市が、30アールとなっています。</p> <p>第7号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。
会 長	質問もないようですので第7号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	<p>挙手全員（挙手多数）により、尾張旭市農業委員会が定める別段の面積を現行のまま20アールと決定しました。これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項4「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条による届出が、10件で 3,514.38平方メートル。これらの届出については、事務局において審査を行い、適正と判断したため、専決により受理したものでございます。</p>

事務局 補佐	引き続き関係調書の説明をさせていただきます。
事務局	『第5条関係調書の説明』
会 長	以上、事務局からの報告は終了しました。本日の議事はこれを持ちまして終了しました。 その他事務局から、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	2点ございます。 1点目です。生産緑地の農業従事希望者への取得のあっせんについてでございます。平成31年2月定例総会において主たる従事者の証明の審議をいただきました北原山町地内の生産緑地について、市が買い取らないこととしたため、農業委員会宛にあっせん依頼がありました。その旨、委員の皆様すでに文書にてお知らせしていますが、農業に従事するため土地の取得を希望する方がいる場合、事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。 2点目です。お手元にお配りしました「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてです。これは、昨年度の活動が計画に対して達成できたかどうかの評価案と今年度の活動目標と計画案を作成し、ホームページに30日以上掲載し意見を求め、意見等があれば修正し、正式に当委員会の点検・評価及び活動計画として定め、6月末までに県を通じて東海農政局に報告するものです。内容をご確認いただき意見や修正があれば次回の定例会までに事務局へご連絡ください。 お知らせは以上です。
会 長	それでは、以上を持ちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。次回農業委員会は5月28日(火)午後1時30分から開催を予定しております。これを持ちまして本日の総会を閉会します。